

全国司法書士女性会FAX通信315号 (2020年5月号)

発行責任者 会 長 鵜 川 智 子
事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階
司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305
e-mail takatsuki@office-ukawa.jp
HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

皆様いかがお過ごしですか。お正月のころには今ほど大変な事態になるとは思ってもみませんでした。コロナ騒動が落ち着き、ディズニーランドに遊びに行きたいと思っています。

さて、今回の FAX 通信には会社法改正（今川先生）を掲載いたしました。一人でも多くの方に見ていただきたいとの思いから、ホームページのトップに FAX 通信を載せます。

早ければ秋か冬にもどこかの街で研修会を行いたいと考えています。お会いできる日を楽しみにしています。

会長 鵜川智子

令和元年会社法改正・経営承継円滑化法の概要

～株式交付制度・株式承継の実務対応～

今川 嘉文（龍谷大学法学部教授）

- ・信託法学会理事、大阪司法書士会 会社法研究会チューター
- ・単著『中小企業オーナーのための財産・株式管理と承継の法律実務』（弘文堂）2020年3月下旬刊。単著・編著の発刊多数
- ・PCのヤフー等で、「今川嘉文 research map（リサーチマップ）」の入力により、研究内容および社会的活動等を紹介

第1編 令和元年会社法改正の概要

はじめに

- ・令和元年12月4日に改正会社法は、国会で成立し、同月11日に公布。
- ・今回の改正は、株主総会、取締役、登記、株式交付の新設等、広範囲にわたり、平成26年改正に匹敵する大きなものであり、会社運営に多大の影響。
- ・改正会社法の施行は、公布日から1年6ヵ月以内（株主総会資料の電子化は3年6ヵ月以内）であり、令和3年（春）、株主総会資料の電子化は令和5年に施行が予定。
- ・研修会では詳細なレジュメを配布。本稿は令和元年会社法改正の概要を簡単に記述。
- ・本稿の括弧の条文番号は改正法。

1 成年被後見人を取締役等の欠格事由とすることの削除

(1) 成年被後見人の同意と成年後見人による就任承諾

- ・成年被後見人が取締役・監査役等に就任するには、その成年後見人が、①当該成年被後見人の同意（後見監督人がある場合、成年後見人および後見監督人の同意）を得たうえで、②成年被後見人に代わって就任の承諾（311条の2第1項・335条1項・402条4項・478条8項）
- ・同意のない就任承諾は、無効。同意の形式は、任意

(2) 取締役の資格に基づく行為

- ・成年被後見人・非保佐人が取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限により取り消すこ

とは不可 (311条の2第4項)

2 会社の登記

(1) 会社の支店の所在地における登記の廃止

- ・支店所在地の登記廃止 (旧 930条～932条までの削除)

(2) 新株予約権に関する登記

- ・改正法は、原則＝①新株予約権の数、②新株予約権の内容のうち、一定事項 (236条1項1～4号に掲げる事項) に簡略化

(3) 代表者の住所の登記に関する附帯決議

- ・平成31年2月の法制審議会の附帯決議に基づいて、代表者 (代表取締役・代表執行役) の住所の登記情報 (911条3項14号・23号ハ) の閲覧について今後の改正項目
- ・①代表者の住所が登記された登記事項証明書に関し、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、交付請求可
- ・②インターネットを通じて代表者の住所に関する登記情報をオンラインで閲覧が不可

(4) 商業登記法の改正

- ・登記手続における印鑑届の任意化 (商業登記法20条の削除)

3 株主総会にかかる改正

(1) 株主総会資料の電子提供制度

- ・株主総会資料の電子提供制度とは、参考書類、議決権行使書面、事業報告および計算書類、連結計算書類を、会社のHPで提供
- ・株主の個別承認の不要
- ・公布日から3年6ヵ月を超えない範囲の施行 (令和5年施行が予想)
- ・電子提供制度の採用は、非公開会社・公開会社の両方可。上場会社では義務
- ・定款には、「電子提供措置をとる」旨を規定 (325条の2)
- ・登記の必要 (911条3項12号の2)
- ・電子提供措置開始日は、株主総会の3週間前の日、または株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日 (325条の3第1項)
- ・非公開会社が電子提供制度を採用する場合、株主総会の招集通知の発送期限は2週間前 (325条の4)

(2) 株主提案の議案の数の制限

- ・1人の株主が提案できる議案の数は「10」を上限(305条4項)
- ・濫用的な行使を制限
- ・10を超える議案には、取締役(会)の判断で選択(同条5項)

4 取締役にかかる改正

(1) 取締役個別の報酬の策定義務・開示義務 *p* または監査等委員会設置会社

・取締役報酬にかかる改正では、①監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)であり、有価証券報告書の提出会社(上場会社)、または、②監査等委員会設置会社では、取締役個別の報酬内容について、決定方針を取締役会で定め(策定義務)、かつ決定方針を開示(361条7項、施行規121条柱書)

(2) エクイティ報酬

・インセンティブ報酬として株式・新株予約権を交付(エクイティ報酬)する場合、株式・新株予約権の内容を定款または総会決議(361条1項・202条の2)で明確化
・インセンティブ報酬として、上場会社(金商法2条16項)は、募集株式を交付する場合にも、払込みを要しないものとすることが可能(202条の2)

(3) 会社補償

・役員職務執行に関し、責任追及請求を受けたことにより要する事前・事後の費用(防衛費用、第三者に対する賠償金・和解金)を会社が補償する契約締結(430条の2)

(4) D&O 保険契約の内容

・役員等のために締結される保険契約に係る改正では、D&O 保険契約の内容を総会決議事項、契約内容の開示、利益相反取引の適用除外(430条の2第6項)

(5) 社外取締役の活用と要件緩和

・公開会社かつ大会社である監査役会設置会社のうち、有価証券報告書の提出会社(上場会社)に社外取締役の設置義務(327条の2)
・社外取締役が会社から委託された「特定受託業務」を執行したことは、法2条15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に該当せず(348条の2第3項)

5 社債の管理

- (1) 社債管理者と社債権者保護
- (2) 社債管理補助者
- (3) 社債権者集会

6 その他の重要改正

- (1) 責任追及等の訴えにかかる訴訟における和解
- (2) 議決権行使書面の閲覧等

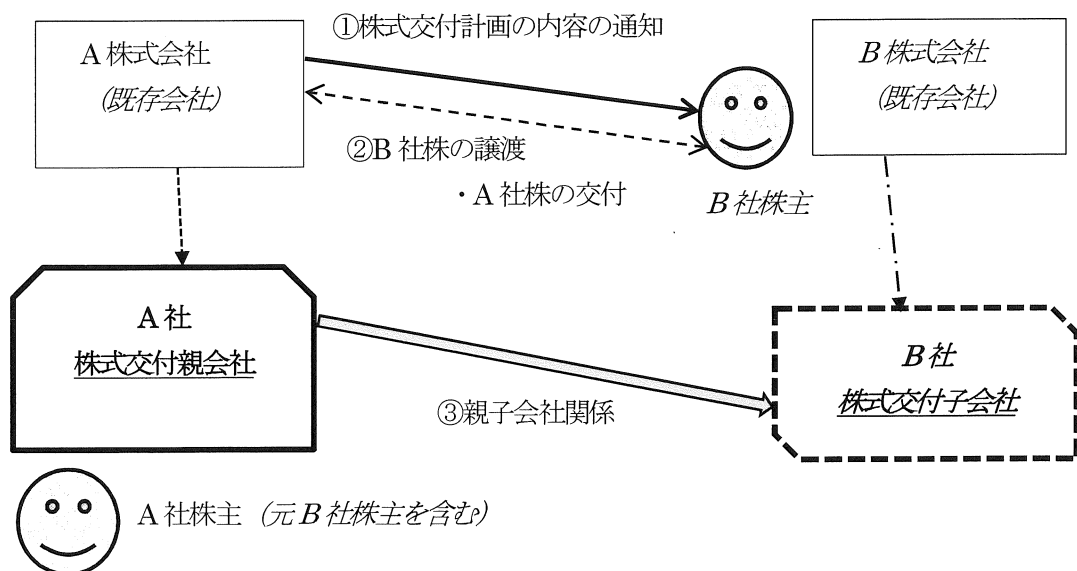
第2節 株式交付

1 新制度の概要

(1) 定義

- ・株式交付は、新たに親子会社関係を創設する制度
- ・例えば、A株式会社がB株式会社をその子会社とするために、B社株主からB社株を譲り受け、その対価としてA社株を交付すること（2条32号の2）
- ・株式交付をする株式会社（A社）が「株式交付親会社」、譲り受ける株式の発行会社（B社）が「株式交付子会社」

(株式交付制度)



- ・株式交付は、株式交付親会社と株式交付子会社の株主との個別株取引（強制取得ではない）
- ・株式交付子会社の株式が譲渡制限株式の場合、株式交付子会社の譲渡承認が必要（137条1項）
- ・株式交換と異なり、B社を完全子会社とすることまでを企図していない場合、A社側で株式交付制度の組織再編手続（株式交換と類似の規律、後述5）

（2）活用の場面

- ・中小企業における他社の子会社化、迅速な大規模買収、敵対的 M&A などに活用。

（3）法的な位置づけ

- ・株式交付は、その実質において、株式交付子会社の株主（B社株主）が株式交付親会社（A社）に保有株式（B社株）を現物出資または有償譲渡して、株式交付親会社の株式（A社株）を取得する制度
- ・組織再編と位置付け、現物出資規制の適用外（時間・費用の軽減。後述2（2））

（4）対象外

- ・「子会社とするため」に実施のため、既存の子会社株式の追加取得は対象外
- ・実質基準（財務・事業方針の決定支配）の子会社は対象以外
- ・株式交付子会社は株式会社のみであり、持分会社を対象外

（新たな組織再編の区分）

区 分	既存会社との組織再編	新規会社への組織再編
合 併	吸収合併	新設合併（実務上、少ない）
会社分割	吸収分割	新設分割
株式交換・株式移転	株式交換（既存持株会社の完全子会社になる）	株式移転（新設持株会社の完全子会社になる）
株式交付	既存株式会社間による親子会社化（非完全子会社）	（利用不可）

2 株式交付のメリット

（1）具体的な利益

- ・買収会社（A社）が発行する株式（A社株）を買収対価とすることにより、金銭を対価とするときと異なり、資金調達の負担軽減により、大規模な買収が容易
- ・被買収会社の株主（B社株主）は、買収後も買収会社の株式（A社株）を保有によるシナジー効果

（2）従来の課題

- ・株式交換では、対象会社の発行済株式の全てを取得。一部の対象会社株式を取得したい場合、利用は不可
- ・対価の買収では、株式の発行者である買収会社（A社）は、被買収会社（B社）の株式を現物出資財産として、A社株の募集（199条1項3号）
- ・被買収会社の株式（B社株）による現物出資は、原則として検査役の調査（207条1項）、株主または取締役が財産価格填補責任を負う可能性（212条・213条）

3 株式交付の手続

- ・①株式交付計画の作成、②事前開示手続、③株式交付子会社の株式の譲渡の申込み・株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て、④株式交付親会社の株主総会における株式交付計画の承認、⑤株式交付の効力発生、⑥事後開示手続

（株式譲渡に関する法定手続：組織再編手続）

当事者	具体的内容
株式交付親会社→株式交付子会社の株主	株式交付親会社の商号、株式交付計画の内容等の通知（774条の4第1項）
株式交付子会社の株主→株式交付親会社	申込期日までに、株式交付子会社の株主は自己の氏名等および住所、譲渡する株式の内容および数を記載した書面の交付（同条2項3項）
株式交付親会社→株式交付子会社の株主（申込者）	株式交付親会社は、①申込者の中から株式交付子会社株式を譲り受ける者およびその者から譲り受ける株式の数を決定（774条の5第1項）、②効力発生日の前日までに、申込者に対し、譲り受ける株式の数を通知（同条2項）
株式交付子会社の株主（申込者）→株式交付親会社	申込者は、効力発生日に、申込者に対し、株式交付親会社が通知した数の株式を給付（774条の7第2項）

(1) 株式交付計画の作成と総会の特別決議による承認

- ・株式交付親会社が「株式交付計画」を作成（774条の2）

816条の2）

- ・株式交付親会社において、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認（816条の3第1項・309条2項12号）

(2) 譲受けの対象と対価

- ・譲り受ける株式交付子会社の株式数の下限は、株式交付計画に記載（774条の3第2項）。

- ・譲受けの対象は、株式交付子会社が発行する、①株式（普通株式・種類株式）、②新株予約権、③新株予約権付社債

- ・株式交付親会社の株式（普通株式・種類株式）は必須

- ・対価の多様化として、①株式交付親会社の株式、②株式交付親会社の社債、③新株予約権・新株予約権付社債、④金銭等、または、⑤その混合が可能

- ・株式「交付」であるため、新株発行・自己株式の給付の両方可

(3) 株式交付子会社の株式の譲渡の申込み等

(4) 株式譲渡契約の成立

(5) 株式交付の効力発生

(6) 事後開示手続

4 簡易株式交付（公開会社）

- ・株式交付親会社が公開会社であり、かつ株式交付において交付する対価の額が一定の水準に満たない（20%ルール）場合、総会の特別決議が不要（816条の4第1項）。

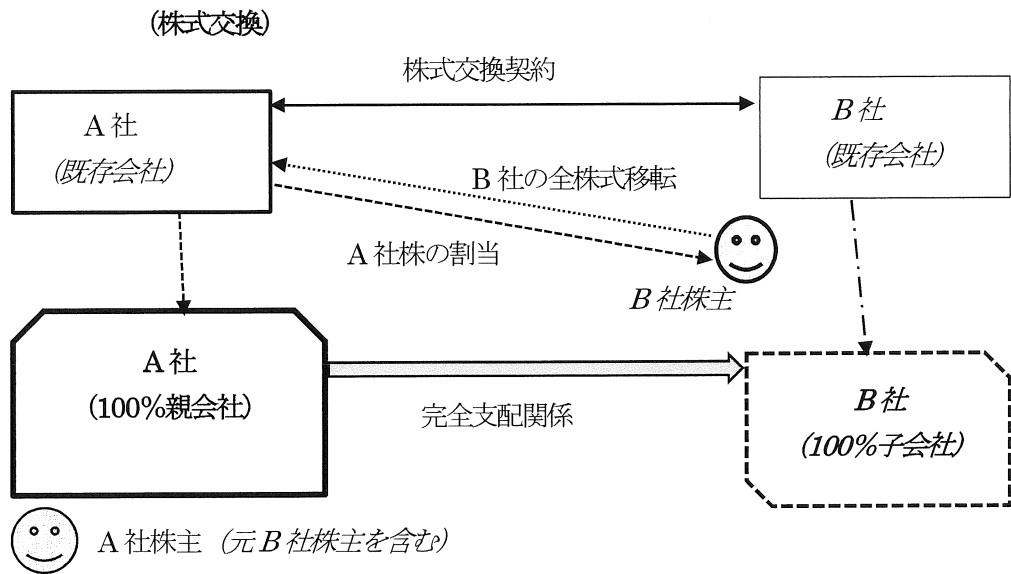
5 株式交付と株式交換の比較

区 分	株式交付	株式交換
取得株式数	対象会社（株式交付子会社）の株式の過半数	対象会社（株式交換完全子会社）の株式の全て
取得対価	株式交付親会社の株式は必須＋金銭等（割合の自由）	株式交換完全子親会社の株式は任意＋金銭等（対価の自由）
書類作成・締	株式交付親会社による株式交	両当事会社間で株式交換契約の締

結	付計画の作成	結
承認	株式交付親会社の株主総会の特別決議	各当事会社の株主総会の特別決議
債権者保護	株式交付の対価が金銭を含む場合、株式交付親会社の債権者保護手続	下 図

(株式交換における債権者保護手続)

区 分	債権者保護手続を要する事例	対象債権者
新株予約権付社債の承継	完全子会社となる会社の新株予約権付社債を、株式交換・株式移転により、完全親会社となる会社に承継	当該社債権者
完全親会社の株式以外の交付	株式交換で、完全親会社となる会社が、完全子会社となる会社の株主に対し、完全親会社の株式以外を交付	完全親会社となる会社の債権者
株式交換契約新株予約権の承継	株式交換で、完全親会社となる会社が、株式交換契約新株予約権として新株予約権付社債の承継	
資本剰余金の増加	株式交換で、完全親会社となる会社が、その他資本剰余金の増加	



6 株式交付の債権者・反対株主の救済手続

(1) 債権者異議手続

(2) 反対株主の株式買取請求権

- ・株式交付に反対の場合、株式交付親会社に対し、自己の有する株式の買取請求権あり（816条の6、816条の7）
- ・株式交付子会社の株主は、株式買取請求権なし
- ・簡易株式交付の場合、除外（816条の4第1項但書）

7 違法な株式交付の対応

(1) 株式交付の差止請求

- ・株式交付が法令または定款に違反する場合、株式交付親会社の株主が不利益を受けおそれがあるときは、当該株主は、株式交付親会社に対し、株式交付の差止請求（816条の5）。

(2) 株式交付の無効の訴え

- ・違法な株式交付の成立後は、株式交付親会社に対し、無効の訴えにより対応（828条1項13号）
- ・株式交付の無効事由を定めた明文規定は存在なし
- ・株式交付の無効事由として、例えば、①事前・事後の備置義務の不履行、②開示対象の書類の重大な不備・不実記載、③株式交付を承認する株主総会の欠缺、④株式交付の対価の未支給等

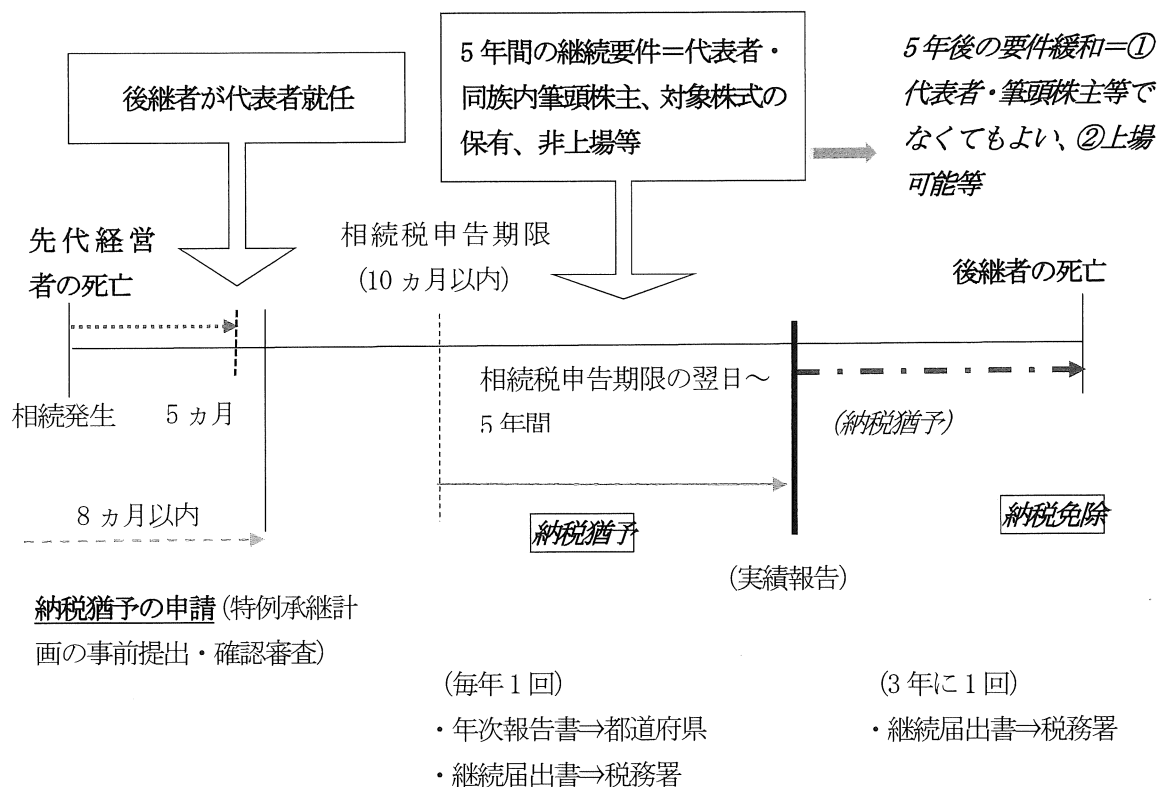
第2編 経営承継円滑化法改正の概要 (今川嘉文)

第1節 改正の全体像

1 概要

・「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)は、後継者が、①その同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の過半数を保有し(議決権同族過半数保有要件)、かつ、②その同族関係者の中で議決権数が筆頭であること(同族内筆頭株主要件)等を、5年間維持することにより贈与税・相続税の納税猶予

(相続税の納税猶予制度の概要:特例措置)



2 利用の急増

- ・抜本的な要件緩和、特例措置の創設により、事業承継税制の利用が急増
- ・従来の経営承継円滑化法(2008・10・1施行)では、納税猶予要件が厳格であり、要件を維持できなければ認定の取消し、相続税に加え利子税が課されるリスク
- ・2008年10月施行時から2016年3月末の7年半で、経営承継円滑化法の認定事例は1,750件のみ

・2018年改正および2019年（令和元年）改正は、事業承継税制に「特例措置」の新設および適用資産の多様化により、2018年利用は2017年の4倍弱に急増

第2節 法人版納税猶予制度の概要

1 法人版事業承継税制

2 一般措置と特例措置

(1) 一般措置

(2) 特例措置

- ・2018年度税制改正は、事業承継税制に次のような特例措置を新設
- ・①2018年1月1日から2027年12月31日（10年間）までの贈与・相続等により取得された対象株式が対象
- ・②2023年3月31日までに特例承継計画を提出
- ・③一般措置における、a) 対象株数制限（最大3分の2） および相続税の納税猶予割合（80%）の撤廃、b) 従業員の雇用維持要件の大幅緩和（事実上の廃止）、c) 最大3名まで後継者とすることの許容、d) 経営承継期間経過後の対象株式譲渡に係る減免制度、e) 相続時精算課税の対象を20歳以上の者（推定相続人等の限定なし。2022年4月1日以降、18歳以上）を対象
- ・特例措置の適用期間中は一般措置も使えるが、通常は有利な特例措置を利用

(3) 相続時精算課税制度

（一般措置と特例措置の比較）

ア) 関係者の属性・株式等

区分		一般措置	特例措置
対象株式数		発行済議決権株式の総数等の3分の2まで	発行済議決権株式の全て
納税猶予割合	相続税	80%	100%
	贈与税	100%	
後継者		一定要件を満たす1名のみ	左記要件を満たす上位3名までの者（議決権数10%以上保有）
従業員の雇用維持		5年平均して従業員雇用の8割維持	理由記載の書類提出により、雇用維持の未達成でも猶予継続

イ) 手続関係

区 分	一般措置	特例措置
事前の計画策定等	不 要	特例承継計画の事前提出 (2018年4月1日～2023年3月31日)
適用期限	条件なし	10年以内の贈与または相続・遺贈 (2018年1月1日～2027年12月31日)
継続的な報告書・届出書	①認定有効期限内に、都道府県庁に年次報告書の提出 (年1回)、税務署に継続届出書の提出 (年1回)、②経営承継期間経過後、税務署に継続届出書の提出 (3年に1回)	

ウ) 納税額の軽減制度

区 分	一般措置	特例措置
経営承継期間 (5年) 経過後の対象株式譲渡に係る減免制度	免除なし	対象株式の譲渡対価額対価額により再計算した税額が当初納税猶予税額を下回る場合、差額を免除。経営環境の変化要件前提
相続時精算課税制度	受贈者が20歳以上の直系卑属である推定相続人または孫	20歳以上 (2022年4月1日以降、18歳以上) の後継者であれば可。直系専属ではない60歳以上の者からの贈与も可

第3節 個人版事業承継税制の創設

1 特定事業用資産に係る納税猶予

- ・個人版事業承継税制とは、「個人の事業用資産」に係る贈与税・相続税の納税猶予制度。2019年 (令和元年) 度税制改正により創設
- ・事業用の宅地等、建物、減価償却資産 (特定事業用資産。後述②) を対象

(法人版と個人版の各事業承継税制の比較)

区 分	法人版 (特例措置)	個人版
事前の計画策定等	2023年3月31日までに特例承継計画の提出	2024年3月31日までに特例承継計画の提出

適用期間	10年以内の贈与または相続・遺贈（2018年1月1日から2027年12月31日まで）	10年以内の贈与または相続・遺贈（2019年1月1日から2028年12月31日まで）
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	100%	100%
承継形態	複数の株主から最大3名の後継者への株式承継（第2節参照）	原則、先代経営者一人から後継者一人（同一生計親族等からも可）
贈与要件	同族内筆頭株主となる株式数	事業に係る特定事業用資産の全ての贈与
雇用維持	理由記載の書類提出により、雇用維持の未達成でも猶予継続	雇用維持要件なし
経営環境変化への対応	事業継続が困難な一定事由が生じた場合、対象株式の譲渡等に係る納税猶予税額の差額免除	後継者が重度障害等になった場合、差額免除
認定の有効期間	都道府県知事の認定から、5年間有効	都道府県知事の認定から、2年間有効

2 特定事業用資産

（納税猶予の対象となる特定事業用資産）

区分	具体的内容	
特定事業用資産	特例事業用資産	相続税の納税猶予対象の特定事業用資産
	特例受贈事業用資産	贈与税の納税猶予対象の特定事業用資産
納税猶予の対象資産	①事業用の宅地等（400㎡以内）、②事業用の建物（床面積800㎡以内）、③減価償却資産（固定資産税の課税対象となる機械装置等、自動車等、特許権等の無形減価償却資産等）	
対象外資産	事業の種類として対象外	不動産貸付用の宅地・建物
	資産の種類として対象外	棚卸資産、事業用の預貯金、売掛金等

第4節 遺留分に関する民法の特例

1 民法特例の利用

- (1) 遺留分に係る課題
- (2) 民法特例の概要
- (3) 適用条件と利用例

第5節 事業承継のための金融支援措置

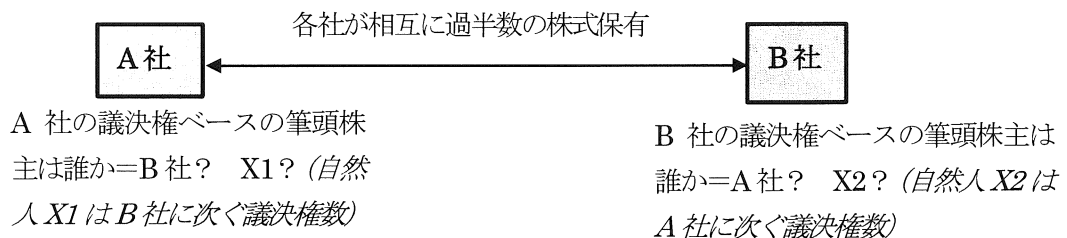
1 金融支援措置の概要

- 2 低利融資の特例
- 3 信用保証の特例

第6節 株式の相互過半数保有と筆頭株主の認定

・2つの株式会社間で相互にその相手の株式を過半数保有している場合、誰が議決権ベースにおける筆頭株主であるのか

・経営承継円滑化法では、筆頭株主要件を満たさなければ、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予または免除制度を利用できない。筆頭株主の認定は、実務上極めて重要な意義



主要目次

【第1編 オーナーの株式・株主管理と承継】

- 第1章 オーナーの株式・株主管理と対応策
～株式の集中化と株主管理～
- 第1節 ▶ オーナーの判断能力の低下・喪失と対応
- 第2節 ▶ 株式の準共有の対応
- 第3節 ▶ 名義株式の課題と対策
- 第4節 ▶ 所在不明株主の対応
- 第5節 ▶ 譲渡制限株式の譲渡に係る課題
- 第6節 ▶ 株主名簿の名義書換・株主リストの整備
- 第7節 ▶ 少数株主対策と株式の集中化
- 第2章 オーナーの株式・株主管理と対応策
～議決権の管理と代表者に係る課題～
- 第1節 ▶ 種類株式による議決権管理
- 第2節 ▶ 個人的種類株式による支配権維持
- 第3節 ▶ 従業員持株会制度による株式対策
- 第4節 ▶ 株主間契約による議決権の管理
- 第5節 ▶ 株式買取請求権の行使と対応
- 第6節 ▶ 経営者保証の対応とDESのリスク
- 第7節 ▶ 代表取締役の死亡等による欠員対応

第3章 経営承継円滑化法による株式・財産承継

- 第1節 ▶ 経営承継円滑化法の概要
- 第2節 ▶ 法人版事業承継税制の特例措置
- 第3節 ▶ 法人版事業承継税制の当事者要件
- 第4節 ▶ 納税猶予に係る手続
- 第5節 ▶ 納税猶予の取消し
- 第6節 ▶ 対象会社の組織再編
- 第7節 ▶ 個人版事業承継税制の創設
- 第8節 ▶ 遺留分に関する民法の特例
- 第9節 ▶ 事業承継のための金融支援措置
- 第10節 ▶ 株式の相互過半数保有と筆頭株主の認定

第4章 民事信託による財産・株式管理と承継

- 第1節 ▶ 信託制度の概要
- 第2節 ▶ 民事信託による財産管理と承継
- 第3節 ▶ 民事信託による株式管理と承継
- 第4節 ▶ 信託における規制行為
- 第5節 ▶ 受益者連続信託における課題検討

【第2編 高齢であるオーナーの財産管理と承継】

第1章 士業関係者・後見人によるオーナーの財産管理

- 第1節 ▶ 財産管理委託契約による財産管理
- 第2節 ▶ 見守り契約による身上・財産管理
- 第3節 ▶ 法定後見人・任意後見人の選任
- 第4節 ▶ 後見人による財産管理
- 第5節 ▶ 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金
- 第6節 ▶ 被後見人死亡による後見終了の手続

第2章 実家が空き家になる対策

- 第1節 ▶ 空き家の実態
- 第2節 ▶ 空き家に対する公的対策
- 第3節 ▶ 実家の管理方法の選択肢
- 第4節 ▶ 実家の賃貸方法
- 第5節 ▶ 実家のテナント入居利用
- 第6節 ▶ 実家の売却方法
- 第7節 ▶ 実家の相続手続
- 第8節 ▶ 実家の相続放棄
- 第9節 ▶ 心理的障礙がある不動産の扱い
- 第10節 ▶ 相続財産管理人による管理
- 第11節 ▶ 不在者財産管理人による管理

第3章 高齢者入居施設による財産管理

- 第1節 ▶ 問題点の所在
- 第2節 ▶ 利用者の金品管理の留意点
- 第3節 ▶ 利用者の判断能力別の対応
- 第4節 ▶ 後見人に対する保証要請
- 第5節 ▶ 利用者死亡の対応

第4章 オーナー死後の関連事務と相続手続

- 第1節 ▶ 早期に求められる死後の関連事務
- 第2節 ▶ 死後事務委任契約に基づく死後の関連事務
- 第3節 ▶ 遺言書・事務管理・応急処分義務による死後事務
- 第4節 ▶ 後見人による死後の関連事務
- 第5節 ▶ 遺体・遺骨の引取り
- 第6節 ▶ 葬儀・火葬等の執行
- 第7節 ▶ 祭祀の承継
- 第8節 ▶ 墓じまいと改葬等
- 第9節 ▶ 相続手続と相続法改正
- 第10節 ▶ 相続放棄の留意点
- 事典索引・判例索引

高齢化社会における中小企業の生き残り策を伝授!

中小企業オーナーのための 財産・株式管理と 承継の法律実務

今川 嘉文 著

1962年生まれ。龍谷大学法学部教授。

理論書から実務書まで幅広く執筆。

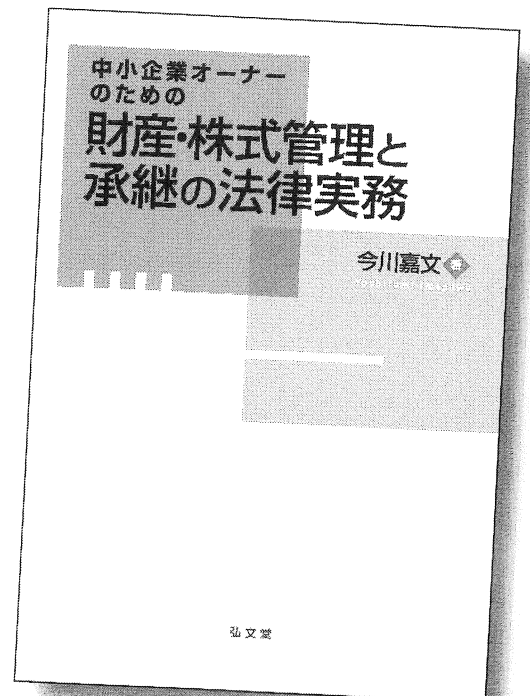
『中小企業の戦略的会社法務と登記』『投資取引訴訟の理論と実務』『誰でも使える民事信託』（編著）など多数。

中小企業オーナーの判断能力が高齢や病気によって低下・喪失する前にできることは何か。低下・喪失してしまっただけからの善後策はあるのか。本書は、その問いに、具体的に答えます。

認知症対策、株式・財産および事業の承継対策、争族対策をいかに的確な時期に講じるかは、中小企業の死活問題です。

法律・税務等の実務家が直面する事案では、多様な法務および税務の課題が入り混じり、連続した事象のなかで各当事者の複雑な利害が交錯します。

オーナー等が短期迅速に取り組むべき実務上の対応と、長期計画の策定を提言するとともに、法務・税務等の実務家には、妥当な解決策への道筋を示す、高齢化社会に不可欠の一冊です。



3月18日刊行

A5判 並製 340ページ

定価 3,300円(税込)

ISBN 978-4-335-35814-2 C3032

特別価格申込書

この申込書にて直接(FAXのみ)お申し込みいただいた方には下記の特別価格で直送いたします。

書籍名	特別価格	注文数
中小企業オーナーのための 財産・株式管理と承継の法律実務 今川嘉文 著 A5判 340頁 定価 3,300円 (税込)	2,970円 (税込・送料サービス)	冊

申込先FAX



03-3294-7034

(株)弘文堂 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-7 TEL 03-3294-4801 担当：鈴木

年 月 日

お名前	
送付先ご住所 〒	
TEL	
請求書宛名 (ご送付先と異なる場合のみご記入ください)	備考
請求先ご住所 〒	
TEL	

- * 代金は書籍と一緒に送付される郵便振替用紙(振込手数料無料)にて直接(株)弘文堂へお支払いください。
- * 銀行振込をご希望の場合は、備考欄にその旨ご記入ください。(必要書類も明記願います)
- * この申込書は書店などでは扱えませんのでご注意ください。
- * 電話での申込受付はできません。FAXでのお申込みができない方は、郵送にてお願いいたします。
- * お客様の個人情報は書籍の発送、ご入金の確認のみに使用し他の目的には利用いたしません。